## 特定希少野生動植物種事業届出書

年 月 日

山梨県知事 横内正明 殿

届出者 住所〒

> 氏名 (記押印又は署名)

電話

山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例第16条第1項の規定に基づき、特定希少野生動植物種に関する特定希少野生動植物種事業について、次のとおり届け出ます。

劉恒初悝に関する付足布2	リ 打 土 則 恒・	物性事業にづいて、人のとのり届け山より。
特定希少野生動植物種 の個体等の譲渡し又は	称	
引渡しの業務を行うた めの施設	在 地	
特定希少野生動植物種事業の業務の対象とする種		ニョホウチドリ   ホテイラン   タカネビランジ   タカネマンテマ   ホウオウシャジン   ユキワリソウ   クモイコザクラ   ハコネコメツツジ
譲渡し又は引渡しの業務をとする日	開始しよう	ムシトリスミレ   平成 年 月 日
業務内容		
備考		

- 注1 届出は、事業を開始しようとする日より前に行うこと。
  - 2 届出者が法人である場合には、その住所及び氏名には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 (記名押印又は代表者の署名)を記載すること。
  - 3 「特定希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設」欄には、栽培・販売等 の施設が複数ある場合は、1施設毎に別葉の届出書を使用すること。
  - 4 「特定希少野生動植物種事業の業務の対象とする種」欄において複数の種を同時に特定希少野生動植物 種事業の対象とする場合には、 をチェックすること。
  - 5 「業務内容」欄には、業として行う内容(栽培・販売等)の記入をすること。
  - 6 「備考」欄には、届出の日現在、対象とする特定希少野生動植物種の個体を既に保有(温室、販売所等 で保有)している場合は、野生個体と繁殖個体を区別してその数量及び名称を記載すること。
  - 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。